

総務文教常任委員会 所管事務調査資料

(令和8年8月5日)

(協議案件)

③外国人住民の状況について

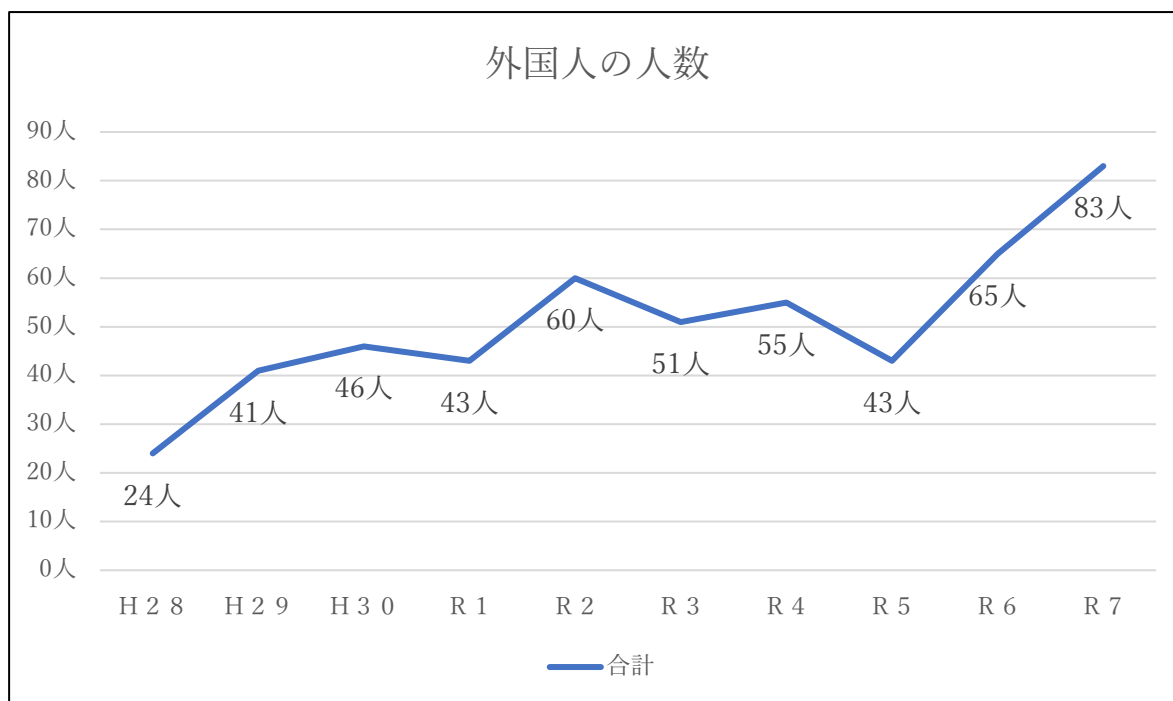
住民課 福祉グループ

1 外国人住民の状況

(1) 過去10年間の外国人の推移(基準日:各年度末現在)

年度	16歳以上	16歳未満	合計	世帯数
H28	24人	0人	24人	21世帯
H29	41人	0人	41人	39世帯
H30	46人	0人	46人	43世帯
R1	43人	0人	43人	40世帯
R2	60人	0人	60人	57世帯
R3	51人	0人	51人	49世帯
R4	55人	0人	55人	54世帯
R5	43人	0人	43人	42世帯
R6	65人	0人	65人	62世帯
R7	83人	0人	83人	80世帯

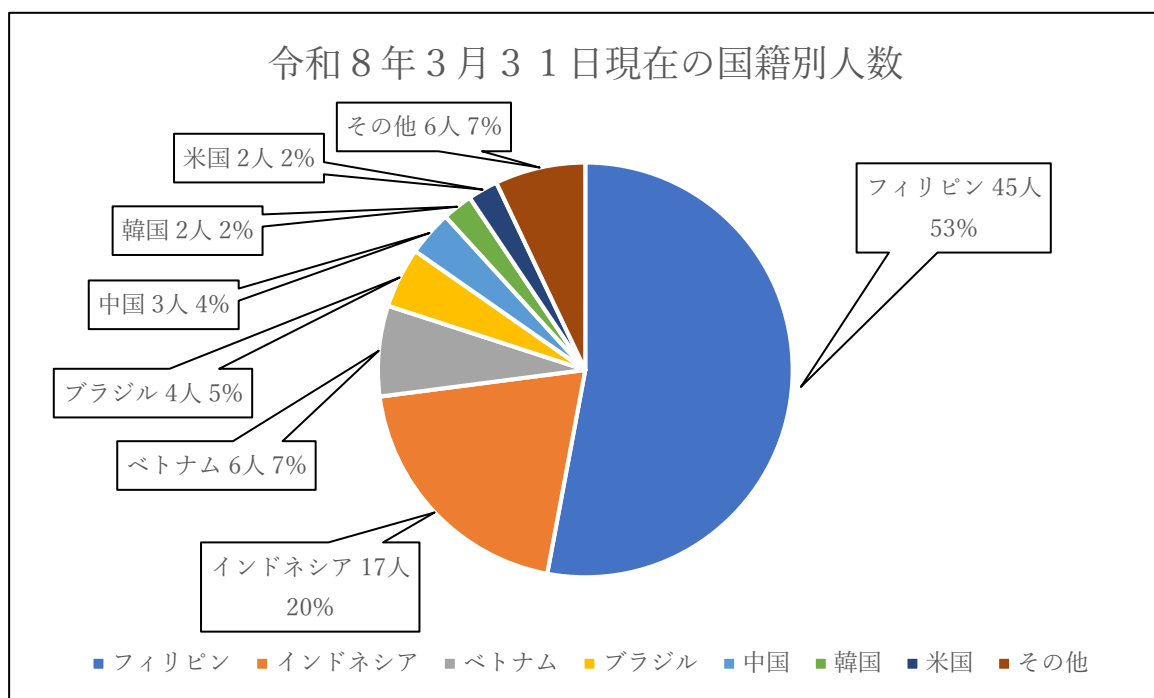
出典:国籍別年齢別男女別人員調査



(2) 国籍別人数（基準日：各年度末現在）

国籍	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
ブラジル	6	5	6	6	6	5	4	4	4	4
ミャンマー	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1
カンボジア	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1
スリランカ	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
中国	1	1	1	1	2	3	2	2	2	3
台湾	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1
フランス	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
インドネシア	-	-	-	-	-	-	-	-	1	17
韓国	2	2	2	2	2	1	1	1	2	2
フィリピン	1	10	10	10	7	2	5	18	37	45
米国	2	1	1	1	-	-	1	1	2	1
ベトナム	10	20	24	21	39	34	39	15	11	6
カナダ	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-
スウェーデン	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-
英国	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-
合計	24	41	46	43	60	51	55	43	65	83

出典：国籍別年齢別男女別人員調査（厚真町）



(3) 在留資格別人数

① 主な在留資格について

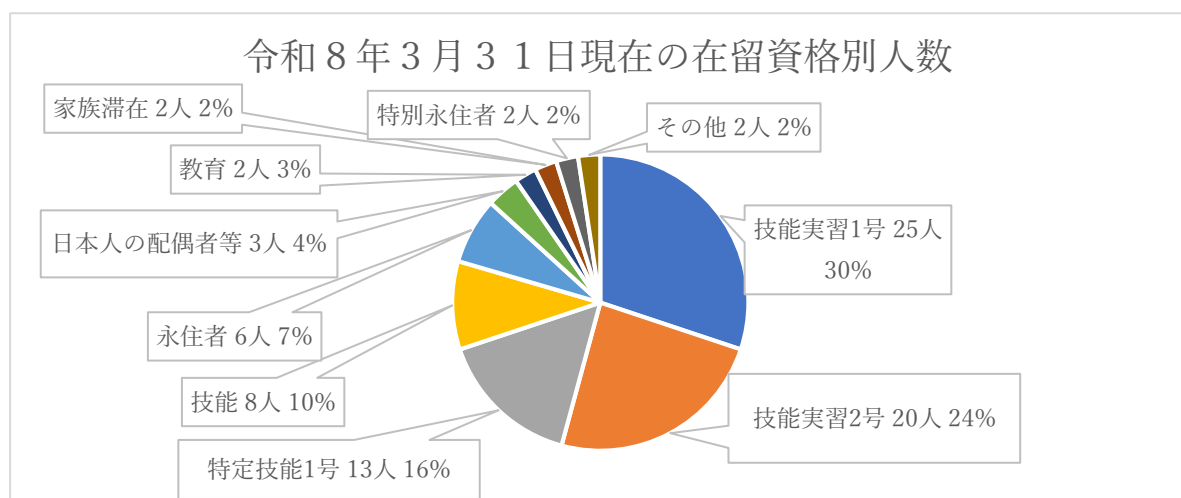
	在留資格	対象者	就労	在留期間	主な特徴
1	教育	小学校、中学校、高校等で教育活動を行う外国人教員	○	3月、1年、3年、5年	主に学校教育機関の教員が対象
2	技能	外国特有の熟練した技能を有する外国人	○	3月、1年、3年、5年	外国料理の調理師、スポーツ指導者、貴金属加工職人など
3	家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者・子	×（原則）	扶養者の在留期間による	資格外活動許可により、原則週 28 時間以内の就労が可能
4	特別永住者	戦前から日本に居住していた人及びその子孫等	○	期間の定めなし	特例法に基づく特別な法的地位
5	永住者	永住許可を受けた外国人	○	期間の定めなし	活動内容に制限がなく、日本に永続的に居住できる
6	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、日本人の実子又は特別養子	○	6月、1年、3年、5年	活動内容に制限がない
7	技能実習1号	技能等の修得を目的として入国した外国人	○（実習先のみ）	最長1年	技能実習制度の第1段階
8	技能実習2号	技能実習1号修了後、技能等の習熟を図る外国人	○（実習先のみ）	最長2年	一定の職種・作業で移行可能
9	経営・管理	日本で事業の経営又は管理を行う外国人	○	6月、1年、3年、5年	会社経営者、法人役員など
10	技術・人文知識・国際業務	技術者、営業、経理、通訳、翻訳など	○	3月、1年、3年、5年	専門知識や学歴・実務経験を要する職種
11	特定技能1号	人手不足分野で一定の技能を有する外国人	○	通算5年まで	19分野が対象。家族帯同は原則不可
12	特定技能2号	熟練した技能を有する外国人	○	6月、1年、3年（更新可）	更新回数に上限がなく、要件を満たせば家族帯同が可能
13	特定活動	法務大臣が個別に指定する活動を行う外国人	許可内容による	個別に指定	ワーキングホリデー、インターンシップなど

※本表は、本町における代表的な在留資格を掲載したものです。

②在留資格別人数（基準日：各年度末現在）

	在留資格	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1	教育	3	2	2	2	1	2	1	1	2	2
2	技能	-	9	10	10	7	2	5	18	15	8
3	家族滞在	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2
4	特別永住者	2	2	2	2	2	1	1	1	2	2
5	永住者	9	8	8	8	8	7	5	5	6	6
6	日本人の配偶者等	-	-	-	-	2	3	3	2	3	3
7	技能実習1号	-	10	14	-	28	16	8	-	13	25
8	技能実習2号	10	10	10	21	9	12	28	7	14	20
9	経営・管理	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-
10	技術・人文知識・国際業務	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1
11	特定技能1号	-	-	-	-	-	6	3	8	8	13
12	特定技能2号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
13	特定活動	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
合計		24	41	46	43	60	51	55	43	65	83

出典：在留資格別年齢別男女別人員調査表（厚真町）



2 外国人の労働状況

外国人の雇用状況については、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき、事業主に外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」「公用」の者を除く）の雇入れ・離職時の届出を義務付けており、その届出内容を基に、厚生労働省が毎年取りまとめ・公表しています。なお、町独自に外国人の雇用状況に関する調査は実施しておらず、個別・詳細な雇用状況については把握していません。

【参考】

外国人雇用状況の届出状況（令和7年10月末時点）（令和8年2月2日厚生労働省北海道労働局発表資料） ※別添資料参照。

3 地域生活上の状況

（1）外国人住民からのゴミ出しや生活に関する相談件数

0件

ゴミ出しについては、令和7年度に「資源物とごみの分け方 出し方一日英併記版（令和7年6月）」を発行。

加えて、資源物・ごみ分別アプリに「外国語版分別案内」が追加されており、英語をはじめ、中国語や韓国語等約80か国語に対応可能となっている。

（2）その他外国人に関する問合わせ件数

0件

4 防災体制

（1）災害情報の多言語化状況

- ・厚真町版WEBハザードマップについては英語表記を選択可能。
- ・令和4年度に整備した指定避難所標示看板については英語表記を併記。

（2）避難所運営での対応

・厚真町地域防災計画では言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人をいわゆる「要配慮者」として位置付け、「厚真版HUG（避難所運営ゲーム）」では想定としてカードに含まれているが、現時点では具体的な対応マニュアル等については未整備であり、課題として認識。

（3）防災訓練への参加状況

- ・現時点では未集計で把握できていない。